

第5次佐倉市行政改革大綱

選ばれるまち・ふるさと佐倉に向けた基本方針

(案)

平成 25 年 6 月

目次

1	第5次行政改革の必要性	3
2	佐倉市総合計画の重点施策と行政改革	4
3	社会経済状況の変化への対応	5
	(1) 人口構造の変化(少子高齢化と人口減少)	
	(2) 行政需要の増加、地方分権時代の到来	
4	行政改革の目的と取組みの方針	8
	(1) 行政改革の目的	
	(2) 取組みの方針	
	基本方針1 多様な主体が連携・協力して公共を担うまちづくりを推進する体制の強化	
	基本方針2 少子高齢化・人口減少社会の進展を見据えた効果的で質の高い行政サービスの確立	
	基本方針3 効率的で、徹底的な業務改善等により、行政運営の向上をめざす市役所づくり	
5	具体の取組方策	10
	方策1 地域コミュニティへの支援、協働の推進	
	方策2 市民との情報共有の推進	
	方策3 地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進	
	方策4 納得度の高い行政サービスの推進	
	方策5 重点施策への集中と佐倉の魅力の創造・発信	
	方策6 公共施設・公共インフラの持続性確保	
	方策7 業務執行体制の最適化	
	方策8 財政基盤の強化を図るための財源の確保に向けた工夫	
6	第5次行政改革大綱の進捗管理	19

1 第5次行政改革の必要性

佐倉市は、効率的で効果的な市政の実現をめざして、昭和60年代以降、4次にわたる行政改革を実施し、社会経済情勢の変化に対応した事業体系の確立と執行体制の整備に努めてきました。

特に平成17年度から平成21年度の5年間に行われた第4次の行政改革（集中改革プラン）においては、ひっ迫した財政状況を打開するために、職員定数の大幅削減などに取り組み、累積効果額69億円に達する大規模な歳出削減を達成し、地方交付税の大幅削減などにより地方財政が危機的状況となった時期にあっても、財政の持続性を確保し、豊かな自然と文化に恵まれたまちを維持発展させてきました。今後も、不断の改革が行財政運営の持続性を確保するために不可欠であると考えられます。

また、現在佐倉市は、平成32年度を目標とした新たな基本構想を核とする第4次佐倉市総合計画を定め、まちづくりを推進しています。この計画では、今後更に進むことが見込まれる少子高齢化・人口減少社会の進展に対応するために、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりを重点政策として進めていくとしています。

これらの重点政策を推進し、その方策として進める数々の施策を効果的なものとするために、社会経済情勢に適合した事業体系の構築と推進体制の整備を図ることで、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立することが強く求められています。

このような状況を踏まえ、この度、第5次の行政改革に着手します。

【行政改革の推移】

第1次行政改革	昭和60～62年度	33項目	事務事業の見直し、給与の適正化等
第2次行政改革	平成8～10年度	82項目	行政運営プロセスの改善、市民サービスの向上等
第3次行政改革	平成13～15年度	60項目	民間活力活用の推進、市民活動の支援と行政関与の見直し等
第4次行政改革 (集中改革プラン)	平成17～21年度	139項目	効率化重視の視点、成果重視の視点、市民協働の視点
第5次行政改革	平成25～27年度		

2 佐倉市総合計画の重点施策と行政改革

第4次佐倉市総合計画では、10年後の将来都市像を「歴史 自然 文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～」とし、印旛沼をはじめとする豊かな自然環境、豊富な観光資源など本市の魅力、強みを活かし、住み続けたいと思うまち、訪れたいと思うまち、そして未来の市民に選ばれるまちをめざしてまちづくりを推進することとしています。

平成23年度から32年度までの計画期間は、前期5年間と後期5年間に分けられ、それぞれ具体的な施策を体系化した基本計画を定めて進めることとしており、平成27年度までの前期基本計画では、57基本施策を掲げて、それぞれに目標値を設定し、その達成をめざしています。現在は、「防災防犯対策の強化」、「子育て支援・高齢者福祉、教育の充実」、「産業の活性化、雇用機会の拡大」、「公平で効率的な行政の確立」などに、特に力を入れて推進しています。

また、今回の行政改革大綱の策定にあたって、有識者や市民の意見を伺うために設置された行政改革懇話会から、選ばれるまちに向けての視点として、9つの切り口（「人が集う場所があるまち」「ファミリー世帯が移り住みたいまち」「安心して住み続けられるまち」「市民が互いに支えあい、活躍するまち」「子どもたちがあこがれ、市民が誇りを持てるまち」「小規模商業施設が発展するまち」「スポーツを生かしたまち」「周辺自治体とともに栄える歴史・文化のまち」「利便な立地を生かした交流人口の多いまち」）が提案されています。

更に、行政改革のための市民意見交換会においては、「待機児童ゼロなど特色を出したまちづくりをして欲しい」「住んでいる佐倉市をもっと知ることが出来るように市からの情報発信をもっと充実して欲しい」「子どもと一緒に参加できるイベントを増やして欲しい」「自治会と行政がもっと緊密に連携して住みよい佐倉市を作っていきたい」といった意見が出されています。

第5次行政改革では、これらを踏まえ、総合計画における重点施策の進捗度を高め、その結果を把握、分析して、後期基本計画へとつなげていくための体制づくりを進める必要があります。

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 人口構造の変化（少子高齢化と人口減少）

平成 25 年 3 月 27 日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した最新の『日本の地域別将来推計人口』では、平成 32 年の佐倉市の人口は、平成 22 年に比べ、約 5 千人（2.8%）減少すると推計されています。総人口が減少する一方、65 歳以上の老年人口は現在よりも 38.7%増加し 5 万 3 千人を超えると見込まれています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 14.7%減少し 9 万 6 千人となり、14 歳以下の年少人口はマイナス 15.4%となる 1 万 8 千人に減少するとされています。特に、生産年齢人口のうち 30 代の減少率と、老年人口のうちの 70 歳以上の増加率が大きくなると予想されています。

	2010年 (平成22年)	割合	2020年 (平成32年)	割合	2010年 →2020年	増減率
総数	172,183	100.0%	167,302	100.0%	△ 4,881	△2.83%
0～4歳	6,447	12.5%	5,160	10.8%	△ 1,287	△19.96%
5～9歳	7,246		6,140		△ 1,106	△15.26%
10～14歳	7,761		6,847		△ 914	△11.78%
15～19歳	8,082	65.2%	7,375	57.2%	△ 707	△8.75%
20～24歳	8,803		7,639		△ 1,164	△13.22%
25～29歳	9,386		7,508		△ 1,878	△20.01%
30～34歳	10,323		7,940		△ 2,383	△23.08%
35～39歳	12,910		9,188		△ 3,722	△28.83%
40～44歳	11,612		10,721		△ 891	△7.67%
45～49歳	10,424		13,240		2,816	27.01%
50～54歳	10,702		11,587		885	8.27%
55～59歳	13,531		10,193		△ 3,338	△24.67%
60～64歳	16,457		10,353		△ 6,104	△37.09%
65～69歳	13,927	22.4%	12,801	31.9%	△ 1,126	△8.09%
70～74歳	9,875		15,064		5,189	52.55%
75～79歳	6,745		11,888		5,143	76.25%
80～84歳	4,278		7,357		3,079	71.97%
85～89歳	2,339		3,946		1,607	68.70%
90歳以上	1,335		2,355		1,020	76.40%

(単位：人)

生産年齢人口の減少は、そのまま住民税等の市税収入の減少につながるものと見込まれていますが、その傾向は既に見られ、市税収入は、平成13年度から22年度の10年間で5.8%減少しています。

一方、市の歳出は、平成13年度から22年度の10年間で、2.8%増の伸びを示しており、特に、子育て支援や高齢者福祉に係る扶助費は192.1%増加しています。歳出総額に占める扶助費全体の割合も7.2%から20.8%に拡大しています。

年度	歳入決算額(普通会計)			歳出決算額(普通会計)		
	総額(千円)	市税(千円)	割合(%)	総額(千円)	扶助費(千円)	割合(%)
13年度	42,289,493	25,615,846	60.6%	40,523,626	2,922,810	7.2%
14年度	40,729,160	25,009,277	61.4%	38,369,766	3,380,264	8.8%
15年度	43,415,641	23,345,774	53.8%	41,795,608	3,843,004	9.2%
16年度	41,120,895	22,845,563	55.6%	39,624,924	4,300,410	10.9%
17年度	38,389,709	23,201,262	60.4%	36,569,071	4,493,769	12.3%
18年度	38,545,110	23,677,274	61.4%	36,938,092	4,781,397	12.9%
19年度	39,163,040	25,035,151	63.9%	37,885,218	5,493,774	14.5%
20年度	38,201,046	25,453,342	66.6%	36,943,407	5,633,366	15.2%
21年度	42,536,553	24,606,413	57.8%	40,361,889	6,016,376	14.9%
22年度	43,461,884	24,128,631	55.5%	41,067,896	8,536,892	20.8%
伸び率	2.77%	△5.81%	△8.35%	1.34%	192.08%	188.2%

このように、少子高齢化・人口減少社会の進行により、市税等の収入は減少し、一方で、高齢者福祉等に係る支出が増加することから、今後財政状況が悪化することが危惧されています。

第5次行政改革では、行財政の持続可能性を高めるために、行政サービスの効率化を更に進めるとともに、受益者負担のありかたや、税負担に見合った納得できる行政サービスの水準などについてのコンセンサス作りを進める必要があります。

また、生産年齢人口の増加を図るためには、子育て支援策などの施策だけでなく、佐倉の価値や魅力を向上させ、佐倉というまちそのものに対する信頼や好感を市内外から獲得する「佐倉ブランド」の確立などによる選ばれるまちづくりも必要であり、今回の行政改革ではこれらを推進するための体制づくりも課題となります。

(2) 行政需要の増加、地方分権時代の到来への対応

ライフスタイルや価値観の多様化にともない、行政への要望は多様化し、行政サービスに求める質的レベルも高くなっています。そして、その傾向は今後更に顕著になるものと考えられます。また、急速な少子高齢化や核家族化、地域社会の連帯感の希薄化等により、これまでのように、個人の自助や地域コミュニティの互助・共助によって支えることが困難となり、行政の対応が求められる事案が増加しており、市が担う仕事の範囲が拡大しています。

また、現在わが国では権限と財源を地方へ移譲することで、地方の自主性の拡大により国民主権の内容を豊かにし、住民自治の推進と地域の活力により持続的な発展を図るために地方分権が進められており、地方公共団体は、この大きな流れの中にあります。

平成 23 年 4 月 1 日には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 1 次一括法)が、同年 8 月には第 2 次一括法がそれぞれ成立し、従前、法令で義務付けされていた規定が見直され、条例制定権の拡大や基礎的自治体への権限移譲が実施されました。

このように、増加を続ける行政需要と地方分権等により、今後更に基礎的自治体である市の役割は拡大していくことが予想されることから、地域の実情に即した創意工夫によるまちづくりを行うための組織体制の更なる強化に努めるとともに、市民や地域団体等と行政の連携の強化を進めていくことが必要です。

4 第5次行政改革の目的と取組みの方針

(1) 行政改革の目的

「ふるさと佐倉」の実現に向けた より質の高い持続可能な行政運営の確立

第5次佐倉市行政改革は、今後更に進む人口減少、少子高齢化、行政需要の増加、地方分権時代の到来などの諸課題に対し、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりなどの重点施策を着実に進め、「ふるさと佐倉」の実現を図ることを可能にするため

- ① 持続可能な行財政基盤を堅持しつつ
- ② 刻々と変化し、増大する行政需要にスピード感をもって応えることができ
- ③ 公平公正で、市民と共に進み、市民に信頼される

質の高い行政運営を確立することを目的として実施します。

(2) 取組みの方針

基本方針1

多様な主体が連携・協力して公共を担うまちづくりを推進する体制の強化

様々な分野で担い手として活躍している市民、地域団体、企業は、佐倉市におけるまちづくりの原動力です。

温もりのある地域社会の実現に向け、そこに暮らす市民や地域団体等が、主体的に活動し、地域課題を解決することができるように、市民や地域団体等への支援と協働を推進します。

市民や団体等と行政が、対等な協働のパートナーとして、適切な役割分担ができるよう、行政情報の積極的な発信に努めるとともに、市民や地域団体等から寄せられる意見を、政策決定に反映する仕組みの充実を図ります。

また、防災対策、都市基盤の整備、広域交通ネットワーク、産業振興、観光振興等の政策課題の解決を図るため、市内に限らず、他の地方公共団体、大学・研究機関、企業等と連携して、広域的な取組みにより、知見を共有し、施策の推進を図る体制を強化します。

基本方針 2

少子高齢化・人口減少社会の進展を見据えた、効果的で質の高い行政サービスの確立

少子高齢化・人口減少社会の進展を見据えつつ、限られた財源のなかで、より質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政サービスが適切なものであるか、改めて検証し、これからの市民ニーズの変化に適切に対応する行政サービスのあり方を検討します。

特に、選ばれるまちづくりのために、佐倉の魅力を市の内外に周知する「佐倉ブランド」の強化を図るとともに、子育て支援策の拡充、本市の魅力発信、企業誘致や優良な住環境の創出など、総合計画に掲げる重点施策を、強力で推進できる体制の整備を図ります。

また、公共施設や公共インフラについては計画的に維持保全、改修、更新及び再配置を推進するとともに、管理方法については、民営化・委託化等を含め、多様な手法を研究し実践します。

基本方針 3

効率的で、徹底的な業務改善等により、行政運営の向上をめざす市役所づくり

厳しい財政状況に直面しても、持続的に基礎自治体として責務を果たしつつ、社会経済状況の変化に的確に対応する組織となるよう、業務執行体制の最適化、コストを常に意識した徹底的な業務改善、財源の確保に向けた新たな工夫などを推進します。

5 具体の取組方策

3つの基本方針を実現するための具体策として、8つの方策に取り組みます。

基本方針1

多様な主体が連携・協力して公共を担うまちづくりを推進する体制の強化

- 方策1 地域コミュニティへの支援、協働の推進
- 方策2 市民との情報共有の推進
- 方策3 地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進

基本方針2

少子高齢化・人口減少社会の進展を見据えた効果的で質の高い行政サービスの確立

- 方策4 納得度の高い行政サービスの推進
- 方策5 重点施策への集中と佐倉の魅力の創造・発信
- 方策6 公共施設、公共インフラの持続性確保

基本方針3

効率的で、徹底的な業務改善等により、行政運営の向上をめざす市役所づくり

- 方策7 業務執行体制の最適化
- 方策8 財政基盤の強化を図るための財源の確保に向けた工夫

方策1 地域コミュニティへの支援、協働の推進

まちの活力を高めるためには、ともに支え合う地域コミュニティの充実を図ることがとても重要であることから、自治会、防犯活動団体、消防団などの地域活動や自主防災組織、地域まちづくり協議会の設立や活動への支援を更に充実し、地域における自治の強化をはかり、自助、互助・共助を推進します。

あわせて、これらの団体と行政が、互いに協力し、地域において、多角的に公共サービスが提供される体制の構築をめざし、協働によるまちづくりを更に推進します。

主な地域活動団体に関する件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自治会・町内会等の数	246団体	247団体	249団体
地域まちづくり協議会認証協議会数	3団体	4団体	5団体
自主防災組織団体数	72団体	75団体	81団体
自主防犯活動団体数	145団体	148団体	152団体
消防団員数	778人	782人	775人
消防団出動件数	165件	202件	208件

方策2 市民との情報共有の推進

協働によるまちづくりの前提となる市民との信頼関係の構築には、行政と市民が情報を共有することが重要であることから、広報誌やホームページなどを活用して、積極的な市民への情報提供を更に進めます。また、事業等の結果だけではなく、事業開始前の工程表の提示や、事業途中の進捗状況に関する情報提供に努めるとともに、市民が不安を抱く可能性のある情報を公表する際には、併せて、その対策を明示していくなど、提供情報の内容についても充実を図ります。

また、附属機関等の見直しや、これまでまちづくりに参加することのなかった人たちにも政策形成に参画してもらう方法を積極的に取り入れ、意識調査やパブリックコメント、各種附属機関等さまざまな場面、媒体を通して寄せられる意見の政策決定への反映や専門的知見の活用を更に進めます。

市民との情報共有に関する件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市政状況の公表件数	460件	355件	408件
公文書開示請求件数	447件	326件	373件
うち公文書開示件数	405件	296件	348件
公開した会議の回数(開催会議数)	91回(98回)	132回(153回)	101回(107回)
公開した会議の傍聴人数	92人	293人	103人
市政資料室の利用状況	5,617人	6,076人	5,851人
パブリックコメントの実施件数	16件	25件	25件
パブリックコメントへの提出意見数	163件	362件	47件

方策3 地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進

女子美術大学や順天堂大学との連携協働に関する協定のほか、企業との災害時等における物資供給に関する協定、社会福祉法人との福祉避難所の設置運営に関する協定など、これまで進めてきた災害時等における対応、教育、文化の振興と発展、人材育成、まちづくり、産業振興等の様々な分野における団体や企業等との連携、協力を更に拡大、充実させます。

また、他の地方公共団体等との交流、連携を通じて、佐倉市の学術、文化、行政施策のレベルアップを図ります。

平成24年度に締結した協定（13件）

協定	締結先
災害時等における物資供給等協力に関する協定書	株式会社東京めいらく 石井食品株式会社 レンゴー株式会社 株式会社カインズ
災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	千葉土建一般労働組合佐倉支部
災害時等における飲料水の供給協力に関する協定書	一宮運輸株式会社 千葉ガス株式会社
災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定書	社団法人 千葉県建築士会佐倉支部 社団法人 千葉県建築士事務所協会
災害時における避難輸送協力に関する協定	ちばグリーンバス株式会社 なの花交通バス株式会社
災害時におけるボランティア活動に関する協定書	佐倉市社会福祉協議会
災害時等における放送協力に関する協定書	株式会社 ベイエフエム
佐倉市と学校法人順天堂との連携協働に関する協定書	学校法人順天堂
佐倉市と学校法人女子美術大学との連携協働に関する協定書	学校法人女子美術大学
佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業に関する協定	新聞販売店、牛乳・ヤクルト販売店など28社
福祉避難所の設置運営に関する協定	佐倉市社会福祉施設協議会加盟の14社会福祉法人

※平成23年度以前に締結した協定は災害時および防災に関する協定33件です。

方策4 納得度の高い行政サービスの推進

市民に信頼される市政運営を確立するために、利用者の立場に立って行政サービスを検証し、市民の視点から業務を見直し、改善を図ることで、行政サービスの質を向上させ、市民から見て納得度の高い行政サービスの実現を目指します。

特に、補助金、交付金については、社会経済情勢の変化などにより、効果が薄れていないか、市民ニーズと行き違いが生じていないかなどを精査します。また、使用料・手数料の見直しなど、行政サービスの納得度の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

行政サービスの提供主体についても改めて検証し、コスト面だけでなくサービスの質の確保と向上を重視しつつ、民営化・委託化等を含め行政サービスの提供方法について検討します。

補助金、交付金一覧

年度	補助金	交付金	計	増減額	増減率	備考
21	1,045,071	74,381	1,119,452	87,880	8.52%	補助金 84件 交付金 15件
22	845,766	285,283	1,131,049	11,597	1.04%	補助金 90件 交付金 15件
23	753,691	289,276	1,042,967	△ 88,082	△ 7.79%	補助金 77件 交付金 16件
24	1,079,378	336,955	1,416,333	373,366	35.80%	補助金 88件 交付金 17件

(単位：千円)

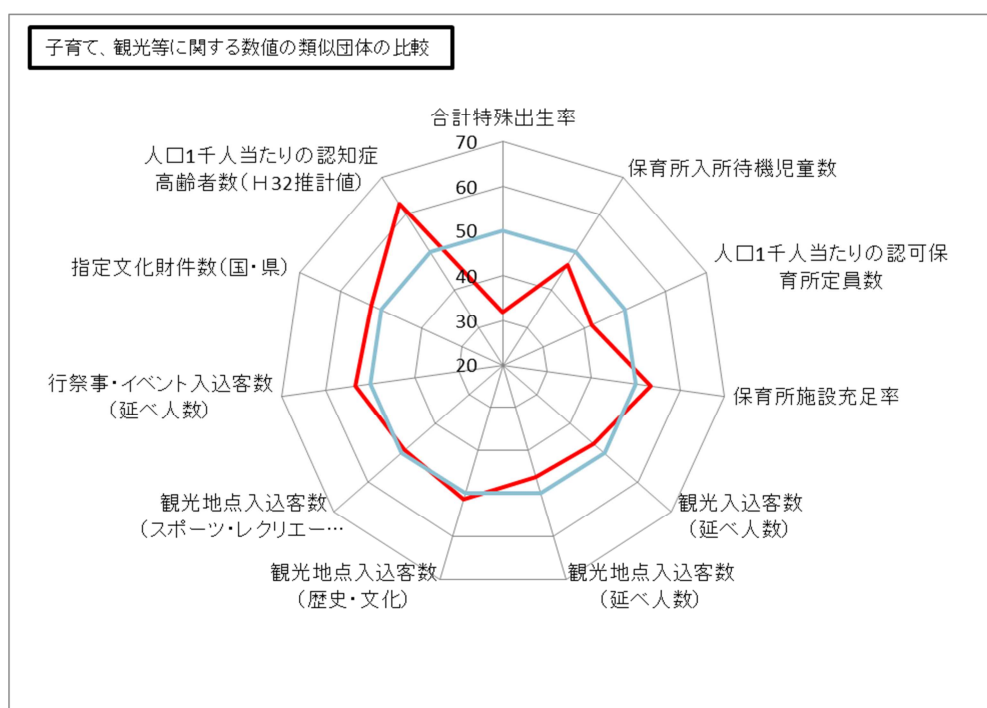
指定管理者制度導入施設一覧

佐倉市男女平等参画推進センター	佐倉市さくらんぼ園
佐倉市西部地域福祉センター	佐倉市よもぎの園
佐倉市南部地域福祉センター	飯野台観光振興施設（野鳥の森含む）
佐倉市老人憩の家うすい荘	佐倉市志津コミュニティセンター
佐倉市老人憩の家千代田荘	佐倉市市民公益活動サポートセンター
佐倉市老人憩の家志津荘	佐倉市西志津ふれあいセンター
佐倉市高齢者福祉作業所	佐倉市民体育館
佐倉草ぶえの丘	岩名運動公園 上座総合公園 大作公園 直弥公園 佐倉市立青少年センター 佐倉市立青少年体育館
佐倉新町おはやし館	
佐倉市営自転車駐車場	
佐倉市ヤングプラザ	
佐倉市南部よもぎの園	

方策5 重要施策への集中と佐倉の魅力の創造・発信

限られた資源を有効に活用し、行政運営の持続性を維持しつつ、求められるまちづくりを進めていくために、行政評価等を活用し、様々な角度からの検証を行い、総合計画の重点施策（定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりなど）に、十分な資金や人員を投入することができるよう「選択と集中」を進めます。

特に、選ばれるまちをめざす佐倉ブランドの開発や、長期的な視点に立った佐倉の魅力を国の内外に情報発信する体制の強化を図ります。



※人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の千葉県内類似団体8市（習志野市・八千代市・流山市・市川市・松戸市・野田市・市原市・佐倉市）の平均値を50とし、佐倉市の偏差値を表示しています。偏差値の大きさが良好さを示すものではありません。

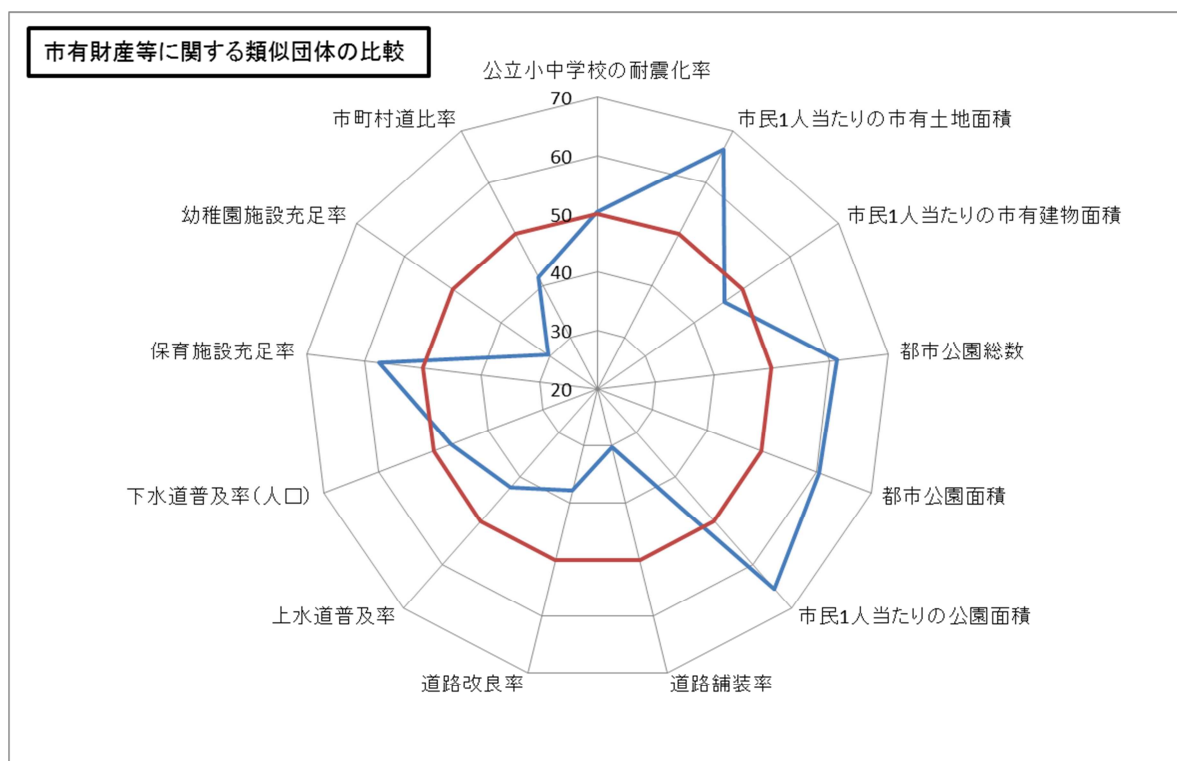
※人口1人当たりの認知症数は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した最新の『日本の地域別将来推計人口』の平成32年の65歳以上の人口に、『千葉県高齢者保健福祉計画（平成24-26年度）』に掲載されている全国の要介護（要支援）高齢者における認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）の出現率H32の8.4%を乗じた数値で比較しています。

方策6 公共施設、公共インフラの持続性確保

人口が急激に増加した高度成長期に整備された公共施設や公共インフラは老朽化が進み、今後は、大規模な改修や更新が必要となるばかりではなく、それらの改修や更新が同時期に集中することも懸念されます。

全ての公共施設の改修や公共インフラの更新をすることは、大きな財政負担が伴うことから、人口減少、少子高齢化等の社会経済状況の変化、今後の行政需要、施設需要を見据えた上で、改修や更新を計画的に行い、公共施設、公共インフラの持続性の確保を図ります。

特に公共施設の改修にあたっては、今後の維持管理コスト等を総合的に分析し、施設そのもののニーズを考慮しながら、市民が利用しやすい施設づくりを進めるとともに、ライフサイクルコストを削減する等ファシリティマネジメントの強化を図ります。



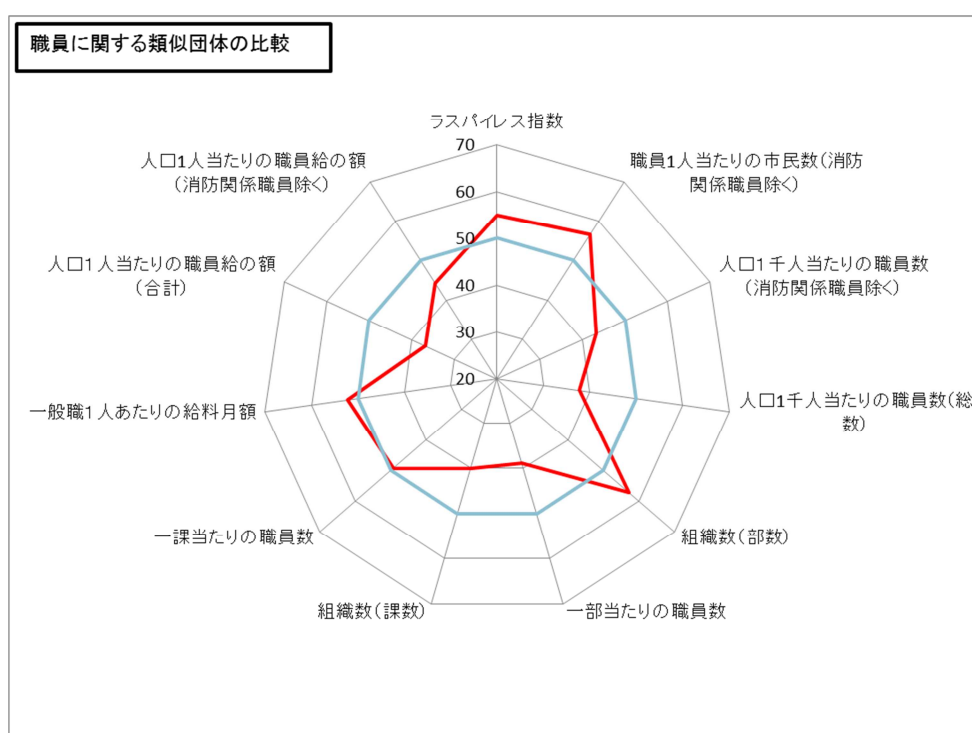
※人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%以上かつⅢ次65%以上の千葉県内類似団体6市(習志野市・八千代市・流山市・松戸市・佐倉市)の平均値を50とし、佐倉市の偏差値を表示しています。偏差値が大きいほど良好な状態というものではありません。

方策7 業務執行体制の最適化

社会経済状況の変化および市民ニーズを的確に捉えた効率的、効果的な行政運営を実現するために、業務執行体制の最適化を図ります。

そのひとつとして、『佐倉市人材育成の基本方針』に基づき、職員自らが改革に取り組む意識を高め、自主的かつ主体的に能力の向上を図ることができる環境を実現する等、職員力の向上に努めます。

また、職員数と合わせ、人件費、職員給与については、近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、適正なものとなるように、不断の見直しを行います。



※人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の千葉県内類似団体9市(習志野市・八千代市・流山市・浦安市・市川市・松戸市・野田市・市原市・佐倉市)の平均値を50とし、佐倉市の偏差値を表示しています。偏差値の大きさが良好さを示すものではありません。

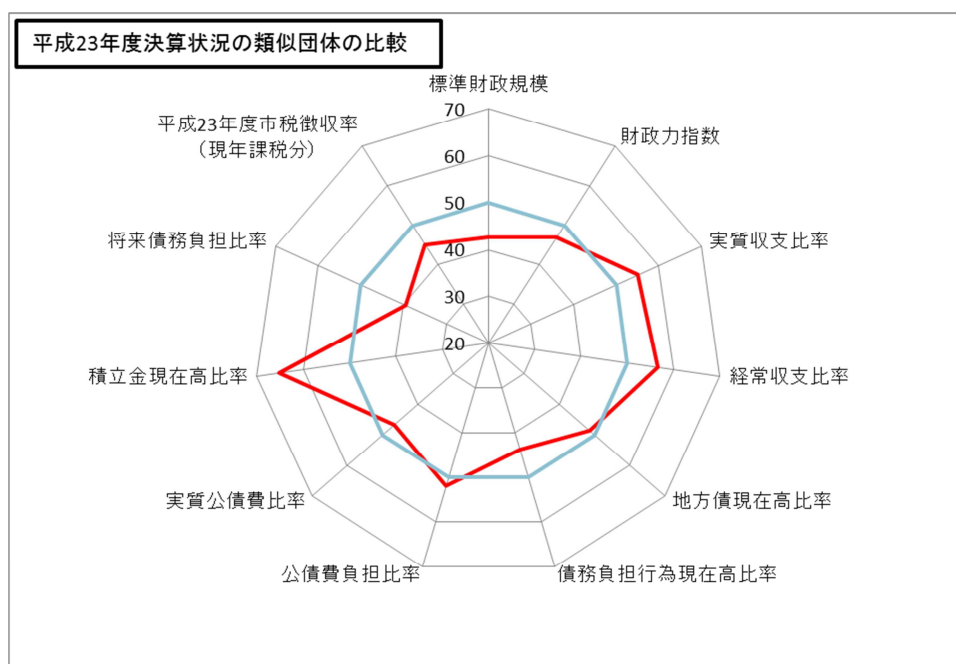
方策8 財政基盤の強化を図るための財源の確保に向けた工夫

行政運営の持続性を確保するため、長期的な視点から財政基盤を強化することが、喫緊の課題であることから、財源の確保に向けた取組みの強化を図ります。

優良企業の誘致や農業を含む産業振興は、税収の確保や雇用の創出に大きく影響するため、国や県、関係機関との連携強化に努めるなど、市内経済の活性化の促進に努めます。

また、公平性の観点からも、市税をはじめとした収納率向上を図るとともに、滞納を未然に防ぐため、自主的な納付に向けた啓発や納付機会の拡充などに努めます。

その他、未利用地の売却、市有財産の貸付、広告収入の確保などについても取り組みを進めます。



※人口15万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の千葉県内類似団体9市(習志野市・八千代市・流山市・浦安市・市川市・松戸市・野田市・市原市・佐倉市)の平均値を50とし、佐倉市の偏差値を表示しています。偏差値の大きさが良好さを示すものではありません。

6 第5次行政改革大綱の進捗管理

第5次行政改革大綱の推進期間は、第4次佐倉市総合計画前期基本計画の計画期間である平成27年度までとします。

推進にあたっては、大綱に掲げる8つの方策の取組内容を詳細に定めた実施計画である「第5次行政改革実施計画」を策定し、その進捗を管理します。

「第5次行政改革実施計画」は、総合計画の進捗管理、行政評価とあわせて、年度ごとにその進捗状況を取りまとめ、部長級職員によって構成する行政改革本部でその進行を管理するものとします。さらに、学識経験者と市民によって構成される行政改革懇話会に、進捗状況についての意見を求め、その取り組みが着実な効果を上げるように努めます。

「第5次行政改革実施計画」の達成状況は第4次佐倉市総合計画の進捗管理、行政評価とあわせて、ホームページなどを活用して公表します。